

お知らせ

地域の未来を語る会（トマム地区）を開催しました

トマム地区の今後の方向性や地区の活性化に向けた対策を検討するトマム地区活性化推進協議会（地区住民の代表、星野リゾートトマム、村で構成）は、10月27日に、地区の将来について住民同士で話し合っていたく、「地域の未来を語る会」を開催しました。

会の初めに、集落実態アンケート調査の実施にご協力いただいた北海道大学大学院環境科学の佐藤志穂さんから、「調査から見えるトマム地区の魅力と可能性」をテーマにご講演いただき、データに基づく地区の現状分析の解説や、学術的な理論も踏まえた今後の地区の方向性に関するご意見をいただきました。

次に協議会事務局（占冠村企画商工課）から、地区の現状や課題等を把握するために実施した集落実態アンケート調査の結果が報告された後、参加者の皆さんが複数のグループに分かれ、意見交換会が行われました。

意見交換会では地区の将来像や、それに向けた今後の具体的な取組などについて様々な意見やアイデアが出され、

最後に各グループであった意見等の発表を行い、参加者全員が各グループでの意見等を共有しました。

トマム地区活性化推進協議会では、引き続き、こうした会の開催などを通し、地区の皆様のご意見やご意向の把握に努め、今後の地区の方向性を検討してまいりますので、多くの皆様のご理解・ご参加をお願いいたします。

※集落実態アンケート調査の結果など、「地域の未来を語る会」で配付した資料は、トマム図書館又はコミプラ図書室で閲覧することができます。



＜意見交換の様子＞

■お問い合わせ

企画商工課企画担当
電話 56・2124

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

左記①～⑥によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

公民権停止とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されることをいいます。

- ①政治家の寄附の禁止
 - ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
 - ③政治家の関係団体の寄附の禁止
 - ④後援団体の寄附の禁止
 - ⑤年賀状等のあいさつ状の禁止
 - ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止
- 寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

■お問い合わせ

占冠村選挙管理委員会
電話 56・2121

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎12月5日（金） 13時～
- ◎12月15日（月） 13時～
- ◎1月6日（火） 13時～
- ◎1月15日（木） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎12月5日（金） 14時～
- ◎12月15日（月） 14時～
- ◎1月6日（火） 14時～
- ◎1月15日（木） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎12月10日（水） 13時～
- ◎12月18日（木） 13時～
- ◎1月23日（金） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎1月9日（金） 13時～
- ◎3月10日（火） 13時～

占冠村小規模多機能施設の愛称「とま〜る」に決定！！

9月に愛称の募集をし、16件の応募の中から、蠣崎由佳さん（字中央）が考案した「とま〜る」に決定しました。ご応募いただきました皆様、ありがとうございました。

■保健福祉課福祉施設推進室 電話 56-2122

平成26年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務のある重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は、26年12月31日です。調査票へのご回答をお願いします。

■企画商工課広報担当 電話 56-2124

お知らせ

《除雪に関するお願い》

安全で迅速に作業するため

皆様のご協力をお願いします



路上駐車は除雪の妨げになります

- 除排雪は、大型機械で行います。路上駐車があると前後の作業ができません。
- 作業のとき、接触などが起こる可能性があります。
- 道幅が狭くなり、通行の支障になります。
- 除雪の総延長は約50kmにもなります。この距離を作業しながら移動するので、長い時間がかかります。

玄関先は各家庭でお願いします

○各家庭の玄関先までは除雪をすることができませんので、各自でお願いします。

作業機械には近づかないように！

- 除排雪のため旋回、後退を繰り返します。
- 運転席からは周囲が見えにくいので、近づかないでください。
- 作業後、道路に雪を出すと道幅が狭くなり事故の原因にもなります。

除雪に関するお問い合わせ

- 国道
旭川開発建設部富良野道路事務所
電話 23・3171
- 道道
旭川建設管理部富良野出張所
電話 23・2168
- 村道
産業建設課土木担当
電話 56・2172

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

日本人拉致事件をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心を高めるとともに国際社会と連携しつつ、北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

■お問い合わせ

富良野警察署
電話 22・0110

困った時は相談窓口へ

- ①「こころの健康相談」
1人で悩んでいるあなたに、保健師が相談に応じます。
- ②「精神科医による予約相談」
精神科医が直接あなたの相談に応じます。(予約が必要)
- ③「はーとまねーセンター」
多重債務のことでお困りの方は、まずお電話ください。完全予約制で司法書士による債務等の相談(無料)が受けられます。

■お問い合わせ

富良野保健所
電話 23・3161

村営住宅入居者募集のご案内

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。
★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね1月9日(金)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トナム支所

募集団地

●受付期限 12月15日(月)

- | | |
|----------|-----------|
| ●中央地区 3戸 | ●トナム地区 3戸 |
| ○中央団地 | ○第2トナム団地 |
| 1LDK 1戸 | 3LDK 2戸 |
| 2LDK 2戸 | ○第3トナム団地 |
| | 3LDK 1戸 |

皆様の入居をお待ちしています

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172